



平成28年9月16日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成28年8月16日から9月1日にかけて一連の気象現象としての台風第7号、台風第11号、台風第9号及び台風第10号により全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令を、本日（9月16日（金））の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、水産業協同組合等が所有する加工施設、共同作業所等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします。（一般災害 20% → 最高 90%）

その他、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、合計7の措置を適用します。

II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の4市町を対象として、次の措置が適用されます。

○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。

III 今後の予定

9月23日（金） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

